

第131号議案

島根県行政機関等設置条例の一部を改正する条例

島根県行政機関等設置条例（昭和52年島根県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「（次項において「福祉事務所」という。）」を削り、同項の表東部福祉事務所の項所管区域の欄中「八束郡、仁多郡、」を削り、同表隠岐福祉事務所の項を削り、同条第2項を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の際知事若しくは東部福祉事務所若しくは隠岐福祉事務所の長（以下「知事等」という。）がした処分その他の行為で現に効力を有するもの又はこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事等に対してされた申請その他の行為で、施行日以後においては八束郡東出雲町、仁多郡奥出雲町、隠岐郡海士町、同郡西ノ島町、同郡知夫村若しくは同郡隠岐の島町の長又はこれらの町村の福祉事務所の長（以下「町村長等」という。）が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、それぞれ当該町村長等がした処分その他の行為又は当該町村長等に対してされた申請その他の行為とみなす。